

「はまっ子どうし The Water」サポーター自動販売機設置に関する要領

制定 平成 31 年 4 月 1 日局長決裁

1 制度の概要

- (1) 横浜市水道局（以下「水道局」という。）は、本要領の選定条件に基づき自動販売機取扱事業者を選定及び登録を行うものとする。
- (2) 水道局は、横浜市オフィシャルウォーター「はまっ子どうし The Water」（以下「はまっ子どうし」という。）を配置した自動販売機の設置場所を提供し、横浜市水のふるさと道志の森基金条例の趣旨に賛同してくださる個人及び法人（以下「設置場所提供者」という。）の募集を行うものとする。
- (3) 設置場所提供者は、水道局が紹介する登録した自動販売機取扱事業者（以下「パートナー事業者」という。）と自動販売機の設置に関する契約を締結した上で、自動販売機（以下「サポーター自動販売機」という。）の設置を行うものとする。

2 パートナー事業者の選定

水道局は、パートナー事業者登録の申出を受けた事業者について、次の各号に掲げる選定条件に基づき選定を行うものとする。

- (1) 自動販売機での飲料販売ができること。
- (2) 事務所又は配送拠点が、横浜市内にあること。
- (3) 直近 1 年以内にはまっ子どうしの取引があること。
- (4) 横浜市に対しての協力実績又は計画を有すること。
- (5) サポーター自動販売機以外の自動販売機でもはまっ子どうしの広告等の掲示協力があること。
- (6) 次に掲げる諸条件を満たす自動販売機の設置及びオペレーションが可能であること。

ア 本体の規格等

- (ア) 幅 1,200 ミリメートル以下
- (イ) 奥行き 950 ミリメートル以下
- (ウ) 高さ 2,000 ミリメートル以下
- (エ) 重量 600 キログラム以下
- (オ) デザイン 本体の色は白で、かつ本体の一部にはまっ子どうしのロゴをプリントしたデザインを基本とし、公序良俗に反しないもの。
- (カ) その他 水道局の指定する広告等をシールで貼付又は広告欄に掲示できるもの。

イ 販売商品の条件

はまっ子どうしの 500 ミリリットルペットボトルを 2 列以上収容するものとする。ただし、自動販売機の大きさ等の理由により 2 列以上収容することが困難である場合は、水道局、設置場所提供者及びパートナー事業者で別途協議し決定するものとする。

ウ 自動販売機の耐震対策

パートナー事業者は、自動販売機の設置に当たっては、転倒防止の措置など、耐震対策を実施しなければならない。

エ 空容器の回収

- (ア) パートナー事業者は、飲料の空容器の回収箱を必ず設置し、空容器のリサイクルを行うものとする。
- (イ) パートナー事業者は、自動販売機 1 台につき 1 個以上の回収箱を設置するものとする。また、

回収箱は、空容器の分別が可能なものとし、不燃性のもので、90 リットル程度のゴミ袋で対応可能なものとする。

3 パートナー事業者の募集期間

パートナー事業者の募集期間は、毎年度4月1日から4月15日までとする。

4 自動販売機取扱事業者からの登録申請

パートナー事業者への登録を希望する自動販売機取扱事業者は、パートナー事業者登録申請書(第1号様式)を水道局に提出するものとする。

5 パートナー事業者の選定及び登録通知

- (1) 水道局は、前項の規定に基づき登録の申請を行った自動販売機取扱事業者が、第2項で定める選定条件に適合していることが確認できた場合は、パートナー事業者として登録するものとする。
- (2) 水道局は、自動販売機取扱事業者に対し、パートナー事業者登録決定通知書(第2号様式)をもって登録決定した旨を通知する。

6 パートナー事業者の情報の公表

水道局は、前項の規定に基づき登録したパートナー事業者の名称を、水道局 web ページ等で公表するものとする。

7 パートナー事業者の登録期間

パートナー事業者の登録期間は、登録決定日から登録決定日が帰属する年度末までとする。

8 設置場所提供者の申出及び応募条件

自動販売機の設置が可能な場所を保有している設置場所提供者は、自動販売機設置希望申出書(第3号様式)を水道局に提出するものとする。

9 パートナー事業者の情報提供の決定

- (1) 水道局は、前項の申出書に基づき、設置場所提供者から提示された自動販売機の設置場所の確認を行い、自動販売機の設置が可能と判断した場合には、設置場所提供者にパートナー事業者の情報を提供するものとする。
- (2) 設置場所提供者は、提供されたパートナー事業者の情報に基づき、協議を行う相手方を決定するものとする。

10 自動販売機の設置に関する契約の締結

パートナー事業者及び設置場所提供者は、協議の上、この要領で定めている設置条件、販売価格、費用負担等の条件を満たす内容の契約を締結するものとする。

11 自動販売機の設置期間

原則、契約日から3年間とする。ただし、設置場所提供者及びパートナー事業者間の協議により、設置期間の延長又は短縮をすることができる。

12 はまっ子どうしの販売価格

はまっ子どうしの希望小売価格は、1本100円とする。

13 費用負担

- (1) 自動販売機の設置に伴う電気料金については、パートナー事業者の負担とする。ただし、自動販売機に個別メーター等を設置できないなど使用量が把握できない場合は、設置場所提供者及びパートナー事業者間で協議の上、使用量を決定するものとする。
- (2) 自動販売機の設置又は撤去に伴う工事費用については、パートナー事業者の負担とする。ただし、設置又は撤去の際に通常とは異なる特別な工事を必要とする場合は、設置場所提供者及びパートナー事業者間で協議の上、工事費用の負担者及び負担割合を定めるものとする。

14 紛争処理

自動販売機設置に伴い争いが生じた場合は、当事者間で解決することとする。

15 横浜市水のふるさと道志の森基金への納付方法

パートナー事業者による横浜市水のふるさと道志の森基金への納付は、水道局の発行する納入通知書により行うものとする。

16 実績報告

- (1) パートナー事業者は、半年に1度、水道局へ自動販売機毎の寄附金額を寄附金額申告書（第4号様式）にて報告するものとする。
- (2) 設置場所提供者への売上げ実績の報告の実施、頻度等については、パートナー事業者及び設置場所提供者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。